3　試験の実施期日
　令和８年11月８日（日）
4　試験の実施場所
　札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
5　受験資格
　受験資格について制限はない。
6　受験手続
⑴　電子申請による
　受験手続に必要な事項は、令和８年５月７日（木）から日本下水道事業団のホームページ（https://www.jswa.go.jp）に掲載する。
⑵　申込受付期間
　申込受付期間は、令和８年６月15日（月）から同年７月31日（金）までとする。
7　試験手数料及びその納付方法
　受験を希望する者は、試験手数料として9,200円（税込）を納付すること。
　なお、一度納付された試験手数料は返還しない。
　試験手数料の納付方法は次のとおりである。
　クレジット決済、コンビニ支払いなど日本下水道事業団のホームページに掲載する決済方法によって納付すること。
8　合格者の発表
　令和８年12月16日（水）に、合格者の受験番号を日本下水道事業団のホームページに掲載するとともに、合格者本人にメールで通知する。
9　その他
⑴　地震・台風等の災害、感染症のまん延等により、技術検定等試験の中止等の措置を講じることもある。試験実施に関する情報については、日本下水道事業団ホームページ等に掲載するので、必ず確認すること。
⑵　受験手続その他受験に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター管理課（電話048―421―2076）あてにすること。
⑶　試験の詳細については、当事業団ホームページを参照すること。

地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

令和８年４月24日

地方職員共済組合
理事長　関　　博之

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後

（掛金及び負担金の額）

第37条　組合の短期給付に要する費用（介護納付金の納付に係るもの（以下「介護分」という。）及び子ども・子育て支援納付金の納付に係るもの（以下「子ども・子育て支援分」という。）を含む。）及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員（介護分にあつては、40歳以上65歳未満の者に限る。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員	1,000分の47.98	1,000分の7.59	1,000分の1.15	1,000分の1.38	1,000分の47.98	1,000分の7.59	1,000分の1.15	1,000分の1.38
短期組合員								
知事組合員								
船員一般組合員	1,000分の46.25	1,000分の7.59	1,000分の1.15	1,000分の1.38	1,000分の49.71	1,000分の7.59	1,000分の1.15	1,000分の1.38
船員短期組合員								

現行

（掛金及び負担金の額）

第37条　組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員（介護納付金の納付に係るもの（以下「介護分」という。）にあつては、40歳以上65歳未満の者に限る。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の47.98	1,000分の8.09	1,000分の1.38	1,000分の47.98	1,000分の8.09	1,000分の1.38
短期組合員						
知事組合員						
船員一般組合員	1,000分の46.42	1,000分の8.09	1,000分の1.38	1,000分の49.54	1,000分の8.09	1,000分の1.38
船員短期組合員						